

まおだろうき

〒194-0013

町田市原町田3-3-22

電話☎ 042-721-2277 FAX042-721-2288

[メールアドレスmachidarouki@voice.ocn.ne.jp](mailto:machidarouki@voice.ocn.ne.jp)

発行責任者 事務局



目 次

年 頭 挨 拶 (町田労働基準協会会長)	2
〃 (八王子労働基準監督署町田支署長)	3
〃 (ハローワーク町田 所長)	4
〃 (町田労働基準協会役員)	5
〃 (町田支署・ハローワーク町田)	5
事務局だより	6

新年を迎えて



町田労働基準協会
会長 若林 克典

皆様、新年明けまして、おめでとうございます。

また、会員の皆様におかれましては、日頃より協会の活動に多大なるご支援とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。この場を御借りて御礼を申し上げます。

さて、昨年は、我々中小企業において多少なりとも景気の回復が見え始めてきた矢先の年頭より、新種のコロナウイルスによる感染拡大が進み、世界的には人の往来自粛、我が国においても不要不急の外出自粛、ショーシャルディスタンス確保、三密(密閉空間・密集場所・密接場面)の回避と、社会生活において大変多くの規制に基づいて行動することとなりました。

4月には緊急事態宣言が発令され、飲食店の開店時間制限・テレワークの推進・集合施設への人数制限等と、より以上の規制により収束に向かうのではないかと思われましたが、緊急事態宣言解除後、従前の状況に戻ると、より以上に感染拡大となってしまいました。

また、多くの規制を伴う経済活動により、多くの企業の景気は減少し、特に飲食店は基よりサービス業に関わる企業の方々には、経営を左右するほどの大変な状況であったと思います。

本年も、昨年同様コロナ感染が拡大傾向にあり年初より緊急事態宣言が発令されました。

しかし、政府より2月からコロナワクチン接種開始の予定との発表があり、感染数も徐々にではありませんが減少傾向となっています。

現在は、まだ全ての環境において昨年より悪い状況が続いており、経済活動が停滞している状況では有りますが、このような社会環境であるからこそ、私達は今まで以上に各企業の形態に適した社内環境を整えながら、企業経営を行っていかねばなりません。

我々中小企業にとっては大変に厳しい状況ではありますが、国・東京都・町田市各行政からの支援を最大限に活用し、この状況を乗り切っていこうではありませんか。

昨年は、協会として会員の皆様に対し有意義な活動ができませんでした。本年は皆様に、労働基準監督署町田支所・ハローワーク町田において支援策等の新しい情報が届けば、随時ご連絡させていただきますし、お困りのことや相談があれば、労働基準監督署町田支所・ハローワーク町田と協力し対処させて頂きたいと思っております。

今後も協会へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、会員の皆様のご健康ご多幸と、協会および各企業のご繁栄ご存続と、また、以前のように皆さまと協会活動が再開できることを心から祈念いたしまして、雑駁ではございますが新年の挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶



八王子労働基準監督署町田支署

支署長 佐藤 泰隆

令和3年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

町田労働基準協会並びに会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、社会全般において様々な変化が生じ、労働基準行政においても大きな影響を受けております。

東京労働局では、一億総活躍社会の実現に向け、「誰もが安心して働き能力を發揮できるTOKYOへ」のスローガンを掲げて働き方改革の推進を行っておりますが、ここ数年来お願いしてきた時間外・休日労働の上限規制だけではなく、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代の働き方として、テレワークが普及したり、副業・兼業の促進が図られるなどの変化が生じております。

テレワーク等が普及する中、労務管理上の問題として労働時間管理が難しく長時間労働になりやすい、自宅等における作業環境の整備、心の健康の保持増進といった課題が挙げられております。

一方で、感染症の影響や企業活動の再開により業務量が増大し、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えている事業場も発生しているところです。

このように、業態によって様々な変化が生じていますが、共通しているのは、労働者の健康確保をどのように図るかということです。

使用者は、労働者がテレワーク、副業・兼業をしている場合であっても、労働安全衛生法第66条に基づき、健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックやこれらの結果に基づく事後措置を実施する必要があります。また、テレワークを行う労働者に対するメンタルヘルス対策や自宅等における作業環境についても取り組むことが望まれていることにご留意ください。

また、コロナ禍において雇用を維持する上で生じる、休業手当、賃金制度の変更といった労働問題についてもお悩みの方がいらっしゃると思います。

こうした問題に取り組むにあたり、ご不明な点がございましたら、当署にお気軽にお問い合わせください。当署では、管内の事業主の皆様並びに労働者の皆様に、最新かつ正確な情報を提供するよう努めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

末筆となりましたが、町田労働基準協会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝、ご繁栄を心から祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

年頭のご挨拶



町田公共職業安定所
所長 降幡 勇一

新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

町田労働基準協会並びに会員の皆様には、平素よりハローワークの業務運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、7月の定期総会で町田職業協会が発展的に解散となり、町田労働基準協会にその事業が合併され、専門部会の再編成により雇用部会が創設されたところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済活動は様々なダメージを受け、現在も2回目の緊急事態宣言が発令され、感染防止に取り組みながら可能な範囲で経済活動を維持する状況が続いております。

こうした中、ハローワーク町田では新しい生活様式に基づいた取り組みを進めており、電話での相談や電子申請や郵送による届出・申請を出来るだけ活用した感染防止のための取り組みを進めるほか、オンラインでの面接や企業説明会など、情報通信機器を活用した行政サービスを充実していく予定としております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆様にご利用いただけるよう、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について引き続きご案内して参ります。

昨年来、新聞・報道等で「雇調金」の略称でも記事が多く見られましたが、改めて制度の概要を御案内しますと、雇用調整助成金は「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです(事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、雇用調整助成金の支給対象となります。)

なお、事業主に雇用された雇用保険被保険者(雇用保険に加入している労働者)に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象となり、学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります(雇用調整助成金と同様に申請できます。)

このような事例に該当する場合は、是非、ハローワーク町田 事業所部門 助成金担当までご相談ください(緊急事態宣言が令和3年2月7日に解除された場合でも、雇用調整助成金等の特例措置等が延長され、令和3年3月末までとなる予定です。)

この雇用調整助成金の制度の詳細についてのリーフレットを会報に同封いたしますが、今後とも、雇用部会を通じて会員の皆様には雇用失業情勢に関する資料等の有益な情報について、提供して参りたいと考えております。

末筆となりますが、1日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と貴会の益々の御発展、会員の皆様の御健勝、御繁栄を心から祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

謹 賀 新 年

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。

<副会長>

一協塗建株式会社
株式会社きらぼし銀行町田支店
株式会社ケーユー
株式会社三和
株式会社新陽社
株式会社多田建設
株式会社堤組
医療法人社団幸隆会多摩丘陵病院
株式会社久美堂
株式会社マルカワ
株式会社三ノ輪建設

取締役安全推進委員長
次長
常勤監査役
総務部部長
総務部庶務課課長
代表取締役
取締役会長
健康管理科部長
専務取締役
取締役渉外・店舗開発部 部長
代表取締役

五十嵐 忍
北川 雅基
萩原 博文
近江 良一
広瀬 滋子
多田 毅
堤 嘉彦
萩原 一郎
千葉 義勝
岩田 英宏
萩原 謙

<監事>

株式会社尚山堂
千寿産業株式会社

管理部部長
代表取締役社長

山口 恵理
岩崎 正

<顧問>

株式会社曾根

曾根 幸男

<相談役>

柴田 勝政

<事務局長>

植田 和夫

<八王子労働基準監督署町田支署>

(監督・安衛課)

課長

風祭 恵一

(同 上)

安全専門官

山田 竜

(同 上)

労働基準監督官

濱口 遼太郎

(同 上)

労働基準監督官

大塚 朝子

(同 上)

労働基準監督官

大野 研晴

(労 災 課)

課長

菅原 彩子

(同 上)

給付調査官

山内 恵

(同 上)

補償係長

二宮 耕治

<ハローワーク町田>

(庶 務 課)

次 長

田村 好弘

(雇 用 保 険 課)

課 長

清田 祐次

(職 業 相 談 部 門)

課 長

三樹 忠吉

(専 門 援 助 部 門)

統括職業指導官

阿部 孝幸

(事 業 所 部 門)

統括職業指導官

飯澤 和弘

統括職業指導官

齊藤 裕一

雇 用 指 導 官

武沼 理佳

◇ 事務局だより ◇

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は会員ならびに行政の皆様には大変お世話になりました。本年もなにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

1918年～1919年にかけて世界中に猛威を振るった「スペイン風邪」から100年余りを経て突如巻き起こった「新型コロナウイルス」によるパンデミック。2020年はまさに忘れたころにやってきた「天災」によって終始した1年でした。

感染拡大の影響により、仕事や働き方、家庭生活等々あらゆる面で我々の生活様式は一変し、そして依然コロナ禍の終息の見通しも立たないまま新年を迎えました。

新年早々に出された「緊急事態宣言」もまもなく当初予定した期間を終えようとしています。果たして予定通りに解除されるのか、あるいは延長となるのか予断を許さない状況です。会員の皆様におかれましても、感染防止対策に様々な手段を講じ、あるいは事業への影響を最小限に留めるために日々努力されていることと思います。

当協会においても、今後の活動に対する見通しが立たない現状ではありますが、今後については会員の皆様からのご意見、要望等を把握しつつ活動に繋げてゆきたいと考えております。また「八王子労働基準監督署町田支署」ならびに「ハローワーク町田」からの情報等についても適宜お知らせしてゆきます。

◎ 会員増強運動のお願い

当協会では現在会員増強運動を実施しております。会員事業所は業種、規模(従業員数)等については一切問いません。

関連企業やお知り合いの事業所、またはご近所の事業所等で当協会へ未加入の事業所がありましたら、入会をお勧めくださいますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、「町田労働基準協会」事務局植田(☎721-2277)までお問い合わせください。